

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者団体等連携事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(内3018)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 500 千円 (前年度予算額： 500 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	500	250	0	0	0	0	0	0	250
要求額	500	250	0	0	0	0	0	0	250
決定額	500	250	0	0	0	0	0	0	250

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・県では令和2年3月策定の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、消費者団体等の多様な主体の連携による消費者教育・啓発活動を推進することとしている。
- ・国の「地方消費者行政強化作戦」においても、政策目標として消費者団体の活動の充実が示されている。
- ・そこで、県内の消費者団体と連携し、令和4年4月の改正民法施行による成年年齢引下げに伴う若年者への消費者教育の強化に関する事業を実施する。

(2) 事業内容

若年者向け消費者教育講演会の開催

- ・主に大学生を対象に、若年者が注意すべき消費者被害等について、講演会を実施する。講演会は、オンライン配信も行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

国負担1/2(地方消費者行政強化交付金 強化事業)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	500	若者向け講演会等委託
合計	500	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】
 - 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】
 - 1 消費者教育・啓発
 - 4 消費者の組織活動の推進

(2) 国・他県の状況

・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他の都道府県においても消費者教育を推進。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内の消費者団体と連携し、令和4年4月の改正民法施行による成年年齢引下げに対応した、若年者への消費者教育の強化に関する事業を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R6)	達成率
①消費者行政事業 協働件数	12件	5件	5件	5件	240%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和3年度	主に大学生を対象に、若年者が注意すべき消費者被害等について、講演会を実施した。また、県内高等学校の公民科、家庭科等の授業で活用できる消費者教育動画教材を作成し、県内高等学校等を対象に公開するとともに、高等学校向け消費者教育副読本に動画を視聴できるQRコードを掲載した。
	指標① 目標：5件 実績：12件 達成率：240%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

